

令和8年第4回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和8年3月25日(水)					
開催場所	日高市役所 501会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時30分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	吉川 英雄	出席	8	嶋野 順一	出席
	2	道谷 淳史	出席	9	清水 典子	出席
	3	金子 誠	出席	10	松田 浩幸	出席
	4	平岡 進	出席	11	田中 初代	出席
	5	栗田 聡	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	横田 拓也	出席	13	森谷 進	出席
	7	梅澤 三子	出席	14	福井 一洋	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 米澤 和成 主幹 中野 俊彦 主査 小峰 賢一 主査 岡村 厚輝
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第12号 農用地利用集積等促進計画(案)の決定について</p> <p>日程第4 専決処分について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第 1 議事録署名委員の指名

農業委員会会議規則第 14 条の規定によりまして、議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は、〇〇委員、〇〇委員にお願いします。

日程第 2 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 1 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について審議に入ります。1 番の本件担当、〇〇委員より申請地の状況について説明をお願いします。

〇〇委員

当該地につきましては、〇〇の東側に位置する土地で、現況は長く休耕となっていますが、定期的な草刈り等は行われています。

議 長
事 務 局

続きまして、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

申請人は、白菜、ホウレンソウ等露地野菜や水稻、小麦、粟を栽培する兼業農業者です。本業は、〇〇とのことです。

農作業歴は 14 年、自宅周辺で農業を始め、地元の農家から指導を受けているとのことです。今までは相対で農地を借りていましたが、本年 1 月から〇〇市でも貸借の 3 条許可を受け、正式に農家として登録されています。年間の農業従事日数は、申請人が 150 日、妻が 240 日間で従事しています。

経営面積は 5, 961 m²です。作物は、コンビニの農産物直売所で販売しています。

農業機械については、トラクター、耕運機、チップ・シュレッダー、ハンマーイフ、ハーベスタ、風力付脱穀機を所有しています。

通作時間は 2 5 分程度で、申請地にはネギと粟を栽培するとのことです。

こちらは、贈与となり金銭のやりとりはありません。

議 長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

〇〇委員
事 務 局

申請人は日高市内に農地を所有しているのですか。

ありません。

〇〇委員

日高市内に所有農地が無い中で、〇〇市から 25 分かけてわざわざ日高まで来て 685 m²もの土地を耕作するというところで、若干心配するところでは。

事 務 局

通作時間につきましては、〇〇市ではありますが、〇〇を抜けてきますと 30 分かつからずに来られると聞いております。実際グーグルマップで調べても同じくらいの時間になります。〇〇市では相対で農地を借りてきちんと管理されているようです。本件では農地の情報サイトに地権者が登録していて譲受人がそれを見て今回協議が整ったとのことです。なるべく手間のかからない作物を作付けたいとの意向です。

〇〇委員
事 務 局
議 長
委 員

譲渡人と譲受人との関係は、親戚とかではないのですか。

今回農地情報のサイトで話がまとまったとのことです。

他に質疑がございますか。

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続きまして2番の審議に入ります。本件担当、〇〇委員より申請地の状況について説明をお願いします。

〇〇委員

昨日現地を確認しました。申請地は、きれいに耕うんされていました。

議 長

続きまして、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

事 務 局

申請人は、〇〇市でお茶を家族で栽培している専業農業者です。

農作業歴は5年、年間の農業従事日数は家族3人で、申請人が200日、叔父が180日、弟が100日年間で従事しています。

経営面積は約29,980.86㎡です。

農業機械については、トラクター3台、乗用茶刈機2台、乗用消毒機2台、耕運機3台、軽トラック3台等を所有しています。

申請地は、ナス、大根、キャベツ、白菜等の露地野菜を栽培するとのことです。隣接する農地は、父名義であり、511-2は栗、2-1、-2はお茶が栽培されています。

議 長

ただいま、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委 員

ありません。

議 長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第12号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積促進計画(案)の決定について

議 長

議案第12号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項」の規定による「農用地利用集積等促進計画(案)の決定について」を議題とします。1番、本件担当

〇〇地区は、〇〇委員、〇〇地区は、〇〇委員に申請地の状況について、説明をお願いします。始めに〇〇委員お願いします。

〇〇委員

1-1の土地につきましては、〇〇から〇〇に向かう北側の土地できれいに耕されていました。1-2の土地は〇〇公会堂の西側に位置し、こちらも菜の花が栽培されよく管理されておりました。

議 長

続いて、〇〇委員お願いします。

〇〇委員

当該地は〇〇から〇〇交差点を過ぎ押しボタン信号を左に曲がったところにあります。北側にはほうれん草が作付けされ、奥にはサトイモだと思われませんが、きれいに管理されていました。

議 長

続きまして、事務局より申請人の状況について、説明をお願いします。

事務局	借受人は市から認定農業者の認定を受けており、年間の農業従事日数は300日、経営面積は約9,392㎡です。
	農業機械については、トラクター1台、耕運機1台、トラック1台等を所有しています。
	主に、露地野菜(トマト、ピーマンなど)などを栽培する農業者で、有機農業で経営しております。申請地は、農地中間管理事業へ切替と現在作付けしている隣接農地を新規で借受け農地を集積して経営拡大を目的としています。
議長	ただいま、〇〇委員、〇〇委員及び事務局より説明がありましたが、質疑ありませんでしたらお願いします。
委員	ありません。
議長	質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。今回の計画について、「意見なし」ということでよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。本件について、「意見なし」で回答します。
	日程第4 「専決処分」の報告について
議長	日程第4「専決処分」の報告について、農地法第5条第1項第6号が5件あります。既に送付した報告書(資料)を確認していただき、質疑がありましたらお願いします。
委員	ありません。
議長	以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。

署名

この議事録は、農業委員会事務局が作成したものであるが、議事録の内容が正当であることを証するため、ここに署名する。

議長

議事録署名委員
